

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 柏原市議会定例会議案 \*  
\*  
\* 令和3年第2回 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

(令和3年6月1日)

## 目 次

令和3年6月1日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報告第5号	専決処分報告について 「専決第5号 損害賠償の額の決定について」	1
報告第6号	専決処分報告について 「専決第6号 損害賠償の額の決定について」	3
報告第7号	専決処分報告について 「専決第7号 柏原市市税条例等の一部改正について」	5
報告第8号	専決処分報告について 「専決第8号 令和2年度柏原市一般会計補正予算（第16号）」	15
報告第9号	専決処分報告について 「専決第9号 令和3年度柏原市一般会計補正予算（第2号）」	27
報告第10号	専決処分報告について 「専決第10号 令和3年度柏原市一般会計補正予算（第3号）」	33
報告第11号	令和2年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について	41
報告第12号	令和2年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	43
報告第13号	令和2年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて	45
議案第29号	工事請負契約の締結について	47
議案第30号	第5次柏原市総合計画の基本構想策定について	48
議案第31号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	49
議案第32号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	50

議案第 3 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5 1
議案第 3 4 号	柏原市事務分掌条例の一部改正について	5 2
議案第 3 5 号	柏原市立男女共同参画センター条例の一部改正について	5 4
議案第 3 6 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	5 6
議案第 3 7 号	市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部改正について	5 8
議案第 3 8 号	特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部改正について	6 0
議案第 3 9 号	柏原市手数料条例の一部改正について	6 2
議案第 4 0 号	柏原市市税条例の一部改正について	6 4
議案第 4 1 号	柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例の一部改正について	6 6
議案第 4 2 号	柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部改正について	6 8
議案第 4 3 号	柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部改正について	7 0
議案第 4 4 号	柏原市国分東条町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	7 2
議案第 4 5 号	柏原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について	7 6
議案第 4 6 号	令和 3 年度柏原市一般会計補正予算 (第 4 号)	7 8

議案第47号	令和3年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	132
議案第48号	令和3年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	136
議案第49号	令和3年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	145
議案第50号	令和3年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）	151

報告第5号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第5号 損害賠償の額の決定について

専決第5号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和3年3月14日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和3年1月4日 午前10時00分頃 大阪府柏原市青谷 684-26	柏原市内在 住 女性	165,000円	柏原市

報告第6号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第6号 損害賠償の額の決定について

専決第6号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和3年3月16日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和3年2月8日 午後2時55分頃 大阪府柏原市堂島町 1-22	柏原市外 法人	9,152円	柏原市



報告第7号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第7号 柏原市市税条例等の一部改正について

専決第7号

柏原市市税条例等の一部改正について

柏原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

## 柏原市条例第 8 号

### 柏原市市税条例等の一部を改正する条例

(柏原市市税条例の一部改正)

第 1 条 柏原市市税条例（平成 2 年柏原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 2 第 4 項中「所得税法第 1 9 8 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 5 4 条第 3 項」を加える。

第 2 6 条の 3 第 4 項中「所得税法第 2 0 3 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 4 4 条第 1 項第 6 号中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「前 7 日」を削る。

第 5 3 条第 1 項第 1 号中「次条第 2 項及び」の次に「第 3 項並びに」を加える。

第 5 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 4 8 条の 1 8 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第77条第2項各号列記以外の部分中「前7日」を削る。

第88条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第117条第2項各号列記以外の部分中「前7日」を削る。

附則第20条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を削り、同条第11項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項を同条第10項とし、同条第13項を同条第11項とする。

附則第21条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第21条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第22条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び

第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第24条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について柏原市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年柏原市条例第8号）による改正前の柏原市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第24条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第24条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第25条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第28条中「同条第1項」を「附則第24条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第29条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第 29 条の 2 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 30 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

- 6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成

3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第30条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第34条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第39条中「第18項、第20項、第29項、第37項若しくは第47項」を「第15項、第17項、第26項、第33項若しくは第42項」に改める。

附則第40条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第41条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度の各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第42条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第44条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年

度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第49条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(柏原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 柏原市市税条例の一部を改正する条例(令和2年柏原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、柏原市市税条例第42条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第43条第3項の改正規定中「削る」を「削り、同条第4項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める」に改め、同条例第45条の改正規定中「第45条第4項」を「第45条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の柏原市市税条例(以下「新条例」という。)



第26条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び第4条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の柏原市市税条例（次項において「旧条例」という。）第26条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第26条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第26条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第26条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第26条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第26条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。  
（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）

に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第8号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第8号 令和2年度柏原市一般会計補正予算（第16号）

専決第8号

令和2年度柏原市一般会計補正予算（第16号）

令和2年度柏原市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,587,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和3年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,797,368	△ 4,548	4,792,820
	1 地方交付税	4,797,368	△ 4,548	4,792,820
15 府支出金		1,993,567	9,400	2,002,967
	2 府補助金	453,167	9,400	462,567
16 財産収入		22,302	19	22,321
	1 財産運用収入	18,267	19	18,286
19 諸収入		1,394,771	△ 4,396	1,390,375
	3 貸付金元利収入	483,178	△ 60	483,118
	5 雑収入	884,143	△ 4,336	879,807
22 自動車取得税交付金		0	3	3
	1 自動車取得税交付金	0	3	3
歳入合計		37,586,961	478	37,587,439

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,914,832	55	12,914,887
	1 総務管理費	12,187,922	55	12,187,977
4 衛生費		2,429,006	△ 5	2,429,001
	2 清掃費	966,285	△ 5	966,280
5 農林水産業費		118,538	479	119,017
	2 林業費	9,074	479	9,553
9 教育費		3,033,921	△ 51	3,033,870
	1 教育総務費	762,841	△ 51	762,790
歳出合計		37,586,961	478	37,587,439

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	2,058
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	300

令和 2 年度柏原市一般会計補正予算（第 1 6 号）説明書



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
10		地方交付税	4,797,368	△ 4,548	4,792,820			
	1	地方交付税	4,797,368	△ 4,548	4,792,820			
		地方交付税	4,797,368	△ 4,548	4,792,820			
						1 地方交付税	△ 4,548	特別交付税

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
15		府支出金	1,993,567	9,400	2,002,967				
	2	府補助金	453,167	9,400	462,567				
		1	総務費府補助金	6,500	9,400	15,900			
							1 総務管理費補助金	9,400	振興補助金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
16		財産収入	22,302	19	22,321				
	1	財産運用収入	18,267	19	18,286				
		2	利子及び配当金	1,825	19	1,844	1	利子及び配当金	19

(款) 19 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,394,771	△ 4,396	1,390,375				
	3	貸付金元利収入	483,178	△ 60	483,118				
		2	奨学金貸付金元金収入	2,212	△ 60	2,152	1	奨学金貸付金元金収入	△ 60

## (項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
5	2	雑入	884,143	△ 4,336	879,807				
		雑入	883,444	△ 4,336	879,108				
		1 雑入					△ 4,336	その他雑入	

## (款) 22 自動車取得税交付金

## (項) 1 自動車取得税交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
22	1	自動車取得 税交付金	0	3	3				
		自動車取得 税交付金	0	3	3				
		1 自動車取得 税交付金	0	3	3				
						1 自動車取得税交付 金	3	自動車取得税交付金	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	12,914,832	55	12,914,887	10	45			
	1	総務管理費	12,187,922	55	12,187,977	10	45			
	7	自治振興費	55,104	55	55,159	その他 10	45	24 積立金	55	6 基金 ふるさと創生事業基金積立金

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,429,006	△ 5	2,429,001		△ 5			
	2	清掃費	966,285	△ 5	966,280		△ 5			
	1	清掃総務費	640,401	△ 5	640,396		△ 5	18 負担金、補助及び交付金	△ 5	6 柏羽藤環境事業組合負担金 柏羽藤環境事業組合負担金

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
5		農林水産業費	118,538	479	119,017		479			
	2	林業費	9,074	479	9,553		479			
	1	林業振興費	9,074	479	9,553		479	24 積立金	479	5 基金 森林環境譲与税基金積立金

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
9		教育費	3,033,921	△ 51	3,033,870	△ 51				
	1	教育総務費	762,841	△ 51	762,790	△ 51				
		3 奨学基金費	2,251	△ 51	2,200	その他				
						△ 51		20 貸付金	△ 950	1 奨学基金貸付事業
								24 積立金	899	奨学金貸付金 △ 950
										2 基金
										奨学基金積立金 899

報告第9号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第9号 令和3年度柏原市一般会計補正予算（第2号）

専決第9号

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度柏原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,830千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,107,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月7日専決

柏原市長 富宅正浩



第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,649,890	51,830	4,701,720
	2 国庫補助金	546,855	51,830	598,685
歳入合計		26,055,834	51,830	26,107,664

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		11,515,398	51,830	11,567,228
	2 児童福祉費	3,994,094	51,830	4,045,924
歳出合計		26,055,834	51,830	26,107,664

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	4,649,890	51,830	4,701,720			
	2	国庫補助金	546,855	51,830	598,685			
	2	民生費国庫補助金	136,295	51,830	188,125			
						2 児童福祉費補助金	51,830	子育て世帯生活支援特別給付金給付 49,000 事業費補助金（ひとり親世帯分） 子育て世帯生活支援特別給付金給付 2,830 事務費補助金（ひとり親世帯分）

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3		民生費	11,515,398	51,830	11,567,228	51,830					
	2	児童福祉費	3,994,094	51,830	4,045,924	51,830					
		7 子育て世帯生活支援特別給付金事業費	0	51,830	51,830	国庫支出金 51,830					
								11 役務費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	328 2,502 49,000	1 子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業 通信運搬費 手数料 児童扶養手当システム改修業務委託料 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	155 173 2,502 49,000

報告第10号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第10号 令和3年度柏原市一般会計補正予算（第3号）

専決第10号

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度柏原市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,161,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月17日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,701,720	53,450	4,755,170
	2 国庫補助金	598,685	53,450	652,135
歳入合計		26,107,664	53,450	26,161,114

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		11,567,228	53,450	11,620,678
	2 児童福祉費	4,045,924	53,450	4,099,374
歳出合計		26,107,664	53,450	26,161,114

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第3号）説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	4,701,720	53,450	4,755,170			
	2	国庫補助金	598,685	53,450	652,135			
	2	民生費国庫補助金	188,125	53,450	241,575			
						2 児童福祉費補助金	53,450	子育て世帯生活支援特別給付金給付 事業費補助金（ひとり親以外の世帯分） 51,150 子育て世帯生活支援特別給付金給付 事務費補助金（ひとり親以外の世帯分） 2,300

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3		民生費	11,567,228	53,450	11,620,678	53,450					
	2	児童福祉費	4,045,924	53,450	4,099,374	53,450					
		7 子育て世帯生活支援特別給付金事業費	51,830	53,450	105,280	国庫支出金 53,450					
								3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	169 81 281 1,769 51,150	1 子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業 時間外勤務手当 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 児童手当システム改修業務委託料 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯分）	169 62 19 159 122 1,769 51,150

## 補正予算給与費明細書

### 2 一般職

(1) 総括 (単位：千円)

区 分	給 与 費		合 計
	職員手当	計	
補 正 前	1,412,908	3,683,463	4,344,219
補 正 後	1,413,077	3,683,632	4,344,388
比 較	169	169	169

職員手当の内 訳	区 分	時間外勤務手当
	補 正 前	71,067
	補 正 後	71,236
	比 較	169

ア 会計年度任用職員以外の職員（単位：千円）

区 分	給 与 費		合 計
	職員手当	計	
補 正 前	1,295,393	2,874,645	3,426,869
補 正 後	1,295,562	2,874,814	3,427,038
比 較	169	169	169

職員手当の 内 訳	区 分	時間外勤務手当
	補 正 前	71,067
	補 正 後	71,236
	比 較	169

報告第11号

令和2年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和2年度柏原市一般会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

令和2年度 柏原市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	繰 越 金	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前 年 度 通次繰越額	計					特 定 財 源			
											国府支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	庁舎施設整備事業	4,763,500,000	3,101,000,000	937,323,853	4,038,323,853	2,768,530,100	1,269,793,753	1,269,793,753	321,193,753		948,600,000	
合計				4,763,500,000	3,101,000,000	937,323,853	4,038,323,853	2,768,530,100	1,269,793,753	1,269,793,753	321,193,753		948,600,000	

報告第12号

令和2年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

令和2年度 柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
2 総務費	1 総務管理費	第5次柏原市総合計画策定業務	2,916,000	2,916,000					2,916,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	5,113,000	4,462,000		3,227,000			1,235,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	2,058,000	2,058,000		2,058,000			
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	300,000	300,000		300,000			
		大気汚染対策事業	13,000,000	13,000,000					13,000,000
6 商工費	1 商工費	地域活性化商品券事業	413,200,000	413,200,000		293,303,000			119,897,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	安堂畑線道路防災工事	21,000,000	20,000,000				19,900,000	100,000
9 教育費	2 小学校費	小学校トイレ洋式化事業	83,492,000	83,492,000		15,592,000		67,500,000	400,000
	3 中学校費	中学校トイレ洋式化事業	144,562,000	144,562,000		34,062,000		110,100,000	400,000
	6 保健体育費	東京2020オリンピック聖火リレー事業	876,000	876,000					876,000
合 計			686,517,000	684,866,000		348,542,000		197,500,000	138,824,000



報告第13号

令和2年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

令和2年度 柏原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定 留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場等 整備事業	182,558,000	82,058,493	76,000,000	0	0	72,200,000	3,800,000	24,499,507	事業の遅延 による

議案第29号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 契約の目的 柏原市中学校屋内運動場空調設置工事（柏原中学校・玉手中学校）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金217,206,000円
- 4 契約の相手方 大阪市西区京町堀2丁目9番8号  
株式会社三冷社 西日本支社  
執行役員支社長 金子 達哉

議案第30号

第5次柏原市総合計画の基本構想策定について

第5次柏原市総合計画の基本構想を別冊のとおり策定したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

議案第 31 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 3 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 33 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 34 号

柏原市事務分掌条例の一部改正について

柏原市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩



## 柏原市条例第 号

### 柏原市事務分掌条例の一部を改正する条例

柏原市事務分掌条例（昭和44年柏原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「健康福祉部」を「福祉こども部」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 健康部

第2条総務部の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) デジタル化の推進及び調整に関すること。

第2条市民部の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 観光に関すること。

第2条健康福祉部の項中「健康福祉部」を「福祉こども部」に改め、同項中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、同項の次に次の項を加える。

#### 健康部

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 保健に関すること。
- (3) 高齢者対策に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

第2条都市デザイン部の項第8号中「交通対策」を「交通政策」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議案第 35 号

柏原市立男女共同参画センター条例の一部改正について

柏原市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

柏原市立男女共同参画センター条例（平成27年柏原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「柏原市安堂町1番35号」を「柏原市安堂町1番55号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和33年柏原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による」を削り、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部改正について

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例（平成29年柏原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年3月11日」を「令和3年3月11日」に改める。

第2条中「任期」の次に「及び令和3年3月11日において市長の職にあった者の同日を含む任期」を加える。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第 38 号

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩



柏原市条例第 号

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例（平成29年柏原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「平成29年3月11日」を「令和3年3月11日」に、「100分の20」を「100分の10」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第 39 号

柏原市手数料条例の一部改正について

柏原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市手数料条例の一部を改正する条例

柏原市手数料条例（昭和32年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第40号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

## 柏原市条例第 号

### 柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項及び附則第5条第1項において同じ。)」を加える。

第26条の3第1項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第20条の2中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 附則第20条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の柏原市市税条例第13条第2項及び第26条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第41号

柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する  
条例の一部改正について

柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する  
条例の一部を改正する条例

柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例  
(平成27年柏原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「第15条の3第2項第2号」の次に「又は第3号」  
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柏原市特定教育・  
保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例別表第1備考第2項  
の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る保育料から適用する。

議案第42号

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部改正について

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩



柏原市条例第 号

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例（平成24年柏原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を削り、第5条を第7条とする。

第4条中「及び第6条」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第78条の2の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準及び員数は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるところによる。

（共生型地域密着型サービスに関する記録の保存）

第5条 指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第36条第2項に規定する記録の保存については、第7条に定めるところによる。

附則第2項中「第5条」を「第7条」に改める。

附則第3項中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例及び柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

(柏原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 柏原市国民健康保険条例(昭和42年柏原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

(柏原市介護保険条例の一部改正)

第2条 柏原市介護保険条例(平成12年柏原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第10条第2項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第 4 4 号

柏原市国分東条町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の制定について

柏原市国分東条町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市国分東条町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画国分東条町地区地区計画の区域（第3条において「計画区域」という。）内における建築物の敷地及び用途の制限等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、計画区域内に適用する。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第4条 建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づき建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は適用しない。ただし、この条例の施行後において、同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づき建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づき建築物の敷地として使用する場合、同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った土地

(建築物の用途の制限)

第5条 別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

(公益上必要な建築物の特例)

第6条 市長が、公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したものについては、この条例の規定は適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第4条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(4) 法第87条第2項において準用する第5条の規定による建築物の用途の制限に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

建築してはならない建築物	住宅
	共同住宅、寄宿舎又は下宿
	ホテル又は旅館
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設
	カラオケボックスその他これに類するもの
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの
	キャバレー、料理店その他これらに類するもの
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	保育所（事業主がその雇用する労働者のために設置するものを除く。）
	公衆浴場
	自動車教習所
卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場又はごみ焼却場	

議案第45号

柏原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

柏原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩



柏原市条例第 号

柏原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柏原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年柏原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度柏原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,710,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		119,000	0	119,000
	1 地方特例交付金	119,000	△ 46,000	73,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	46,000	46,000
14 国庫支出金		4,755,170	57,699	4,812,869
	2 国庫補助金	652,135	57,699	709,834
15 府支出金		1,828,258	46,244	1,874,502
	2 府補助金	317,516	46,244	363,760
16 財産収入		21,817	45	21,862
	1 財産運用収入	17,772	45	17,817
18 繰入金		500,970	12,000	512,970
	1 基金繰入金	500,970	12,000	512,970
19 諸収入		1,236,004	272,836	1,508,840
	5 雑入	781,913	272,836	1,054,749
20 市債		2,283,500	160,500	2,444,000
	1 市債	2,283,500	160,500	2,444,000
歳入合計		26,161,114	549,324	26,710,438

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,935,987	94,341	3,030,328
	1 総務管理費	2,223,629	93,593	2,317,222
	3 戸籍住民基本台帳費	205,539	748	206,287
3 民生費		11,620,678	40,090	11,660,768
	1 社会福祉費	5,422,414	9,483	5,431,897
	2 児童福祉費	4,099,374	30,607	4,129,981
4 衛生費		2,674,767	20,215	2,694,982
	1 保健衛生費	1,566,697	20,215	1,586,912
5 農林水産業費		121,726	4,780	126,506
	1 農業費	112,661	4,780	117,441
6 商工費		121,026	15,467	136,493
	1 商工費	121,026	15,467	136,493
7 土木費		2,635,840	245,182	2,881,022
	1 土木管理費	142,067	4,612	146,679
	2 道路橋りょう費	1,050,201	151,013	1,201,214
	3 都市計画費	372,667	69,557	442,224
	4 下水道費	1,070,905	20,000	1,090,905

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 消 防 費		914,609	17,278	931,887
	1 消 防 費	914,609	17,278	931,887
9 教 育 費		2,371,490	111,971	2,483,461
	1 教 育 総 務 費	751,675	8,993	760,668
	2 小 学 校 費	391,648	30,865	422,513
	3 中 学 校 費	503,077	25,310	528,387
	4 幼 稚 園 費	164,454	2,365	166,819
	5 社 会 教 育 費	452,968	40,740	493,708
	6 保 健 体 育 費	107,668	3,698	111,366
歳 出 合 計		26,161,114	549,324	26,710,438

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
旧柏原西幼稚園 除却事業債	千円 4,900	普通貸借又は 証券発行。た だし、事業の 進捗状況によ り起債額の全 部又は一部を 前借りするこ とができる。	年5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府・府 銀行 その他	30年（据置期間を含む。）以内に元利 均等又は元金均等で、年賦又は半年賦 で償還する。ただし、都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は借換えをすることができる。
かたしもこども園 改修事業債	2,500				
自立支援センター空調 設備更新事業債	3,100				
道路舗装改修事業債	16,000				
交通安全総合整備事業債	48,100				
玉手山公園施設 改修事業債	10,800				
玉手ポンプ場雨水 管渠改修事業債	15,000				
中学校トイレ 洋式化事業債	2,100				
中学校屋内運動場空調 設備設置事業債	10,000				

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
中学校空調設備 設置事業債	千円 1,400	普通貸借又は 証券発行。た だし、事業の 進捗状況によ り起債額の全 部又は一部を 前借りするこ とができる。	年5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府・府 銀行 その他	30年（据置期間を含む。）以内に元利 均等又は元金均等で、年賦又は半年賦 で償還する。ただし、都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は借換えをすることができる。
小学校空調設備 設置事業債	900				
府指定史跡清浄泉 斜面保護対策事業債	24,000				
可搬消防ポンプ積載車 更新整備事業債	3,700				

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
田辺旭ヶ丘線整備事業債	15,700	33,700

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第4号）説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
9		地方特例交 付金	119,000	0	119,000			
	1	地方特例交 付金	119,000	△ 46,000	73,000			
		1 地方特例交 付金	119,000	△ 46,000	73,000	1 地方特例交付金	△ 46,000	地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
2	1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	46,000	46,000				
		新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	46,000	46,000	1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	46,000	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	4,755,170	57,699	4,812,869			
	2	国庫補助金	652,135	57,699	709,834			
	2	民生費国庫補助金	241,575	2,800	244,375			
						2 児童福祉費補助金	2,800	母子家庭等対策総合支援事業補助金 167 子ども・子育て支援交付金 2,633
	3	衛生費国庫補助金	141,451	3,210	144,661			
						1 保健衛生費補助金	3,210	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 3,172 多胎妊婦健康診査支援事業補助金 38
	4	土木費国庫補助金	234,452	42,623	277,075			
						1 道路橋りょう費補助金	42,623	舗装修繕事業補助金 2,143 交通安全総合整備事業補助金 40,480

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
		5	教育費国庫	4,801	9,000	13,801				
			補助金				1	小学校費補助金	5,600	学校保健特別対策事業費補助金
							2	中学校費補助金	3,400	学校保健特別対策事業費補助金
		6	消防費国庫	0	66	66				
			補助金				1	消防費補助金	66	消防団設備整備費補助金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
15		府支出金	1,828,258	46,244	1,874,502			
	2	府補助金	317,516	46,244	363,760			
	2	民生費府補助金	290,658	6,102	296,760			
						2 児童福祉費補助金	6,102	新子育て支援交付金（市町村計画枠） 子ども・子育て支援交付金
	6	土木費府補助金	4,380	40,142	44,522			
						1 都市計画費補助金	40,142	市町村観光振興支援補助金 都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
16		財産収入	21,817	45	21,862				
	1	財産運用収入	17,772	45	17,817				
	2	利子及び配当金	1,568	45	1,613	1	利子及び配当金	45	ふるさと創生事業基金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
18		繰入金	500,970	12,000	512,970				
	1	基金繰入金	500,970	12,000	512,970				
	1	基金繰入金	500,970	12,000	512,970	1	繰入金	12,000	ふるさと基金繰入金

## (款) 19 諸収入

## (項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,236,004	272,836	1,508,840				
	5	雑入	781,913	272,836	1,054,749				
		2 雑入	781,214	272,836	1,054,050				
						1 雑入	272,836	大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例 基金特別対策事業費補助金返還金（ 過年度分） 高齢者保健事業他会計負担金 その他雑入	1,085  583 271,168

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
20		市債	2,283,500	160,500	2,444,000				
	1	市債	2,283,500	160,500	2,444,000				
		1	総務債	331,100	4,900	336,000			
						1	総務管理債	4,900	旧柏原西幼稚園除却事業債
	2	民生債	41,200	5,600	46,800				
						1	児童福祉債	2,500	かたしもこども園改修事業債
2						社会福祉債	3,100	自立支援センター空調設備更新事業債	



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 土木債	266,600	107,900	374,500			
				1 道路橋りょう債	64,100	道路舗装改修事業債 16,000 交通安全総合整備事業債 48,100
				2 都市計画債	28,800	田辺旭ヶ丘線整備事業債 18,000 玉手山公園施設改修事業債 10,800
				3 下水道債	15,000	玉手ポンプ場雨水管渠改修事業債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
		5	教育債	267,700	38,400	306,100			
						1	中学校債	13,500	中学校トイレ洋式化事業債 2,100 中学校屋内運動場空調設備設置事業 債 10,000 中学校空調設備設置事業債 1,400
						2	小学校債	900	小学校空調設備設置事業債
						3	社会教育債	24,000	府指定史跡清浄泉斜面保護対策事業債
		8	消防債	0	3,700	3,700			
						1	消防債	3,700	可搬消防ポンプ積載車更新整備事業債

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	2,935,987	94,341	3,030,328	4,945	89,396				
	1	総務管理費	2,223,629	93,593	2,317,222	4,945	88,648				
		1 一般管理費	1,058,341	24,626	1,082,967		24,626				
								12 委託料	6,820	3 人事課事務費	
								13 使用料及び 賃借料	△ 946	出退勤システム構築 業務委託料	6,820
								18 負担金、補 助及び交付 金	18,752	出退勤システム使用 料	△ 946
										11 防犯対策事業	
										防犯協会補助金	3,800
										防犯灯補助金	10,952
										防犯カメラ設置補助 金	3,000
										12 LED防犯灯事業	
										LED防犯灯新設補	1,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
											助金
	4	財産管理費	488,743	49,423	538,166	地方債	44,523				
						4,900		12 委託料	6,655	7	サンヒル柏原施設整備事業
								14 工事請負費	42,768		給湯器更新工事設計 1,202
											業務委託料
											レストラン等空調設 42,768
											備更新工事
										8	旧柏原西幼稚園除却事業
											除却工事設計業務委 5,453
											託料

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7 自治振興費	42,491	13,225	55,716	その他	13,180			
				45		18 負担金、補助及び交付金	13,225	1 自治振興事業 まちづくりに頑張る 1,500 自治会・団体に対する補助金 町会活動推進補助金 1,725  4 市民総合フェスティバル振興事業 市民総合フェスティバル振興事業補助金 7,000  5 集会所修繕等補助事業 集会所修繕等補助金 3,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
		8	人権啓発費	16,907	1,710	18,617		1,710				
								18	負担金、補助及び交付金	1,710	3	人権啓発推進事業 人権啓発事業補助金
		9	情報管理費	113,510	495	114,005		495				
								12	委託料	495	2	システム管理運営費 チャットツール運用業務委託料
		10	出張所費	10,293	4,114	14,407		4,114				
								14	工事請負費	4,114	2	国分出張所施設管理費 受変電設備補修工事

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3	戸籍住民基本台帳費	205,539	748	206,287		748			
	1	戸籍住民基本台帳費	205,539	748	206,287		748	12 委託料	748	2 市民課事務費 コンビニ交付システム改修業務委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	11,620,678	40,090	11,660,768	15,587	24,503			
	1	社会福祉費	5,422,414	9,483	5,431,897	4,185	5,298			
		1 社会福祉総務費	1,193,450	1,389	1,194,839		1,389			
								18 負担金、補助及び交付金	2,320	2 福祉総務課事務費 社会福祉協議会補助金 1,214
								27 繰出金	△ 931	8 国民健康保険事業会計繰出金 (事業勘定) 国民健康保険事業会計 (事業勘定) 繰出金 △ 931
										9 社会福祉団体活動費 遺族会補助金 327 更生保護女性会補助金 205



(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
										保護司会補助金 574
	5	老人福祉費	69,536	1,085	70,621	その他 1,085				
								22 償還金、利 子及び割引 料	1,085	1 高齢介護課事務費 平成23年度府補助金返還金
	8	自立支援セ ンター費	10,395	3,934	14,329	地方債 3,100	834			
								12 委託料	3,934	2 自立支援センター施設整備事業 空調設備更新工事設計業務委 託料
	10	介護保険福 祉費	1,038,684	2,056	1,040,740		2,056			
								27 繰出金	2,056	2 介護保険事業会計繰出金 介護保険事業会計繰出金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	11	後期高齢者 医療保険福 祉費	1,056,273	1,019	1,057,292		1,019			
								27 繰出金	1,019	2 後期高齢者医療事業会計繰出金 後期高齢者医療事業会計繰出 金

## (項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	児童福祉費	4,099,374	30,607	4,129,981	11,402	19,205			
	1	児童福祉総 務費	312,551	334	312,885	国庫支出金 167	167	18 負担金、補 助及び交付 金	334	12 ひとり親家庭等福祉対策事業 養育費の公正証書等作成促進 補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明		
						特定財源	一般財源	区	分			金	額
		2	児童保育費	2,598,722	6,000	2,604,722		6,000					
								18	負担金、補助及び交付金	6,000	2	民間保育園助成事業 民間保育園施設整備費補助金 保育士確保事業費補助金	2,000 4,000
		3	児童福祉施設費	689,984	16,372	706,356	府支出金	10,403					
						3,469		12	委託料	12,903	3	公立認定こども園等管理費	
						地方債		13	使用料及び賃借料	1,314		登降園管理システム賃借料	1,314
						2,500		17	備品購入費	2,155		保育用備品費	2,155
											4	公立認定こども園等施設整備事業	
												自園調理設備整備工事設計業務委託料	9,694

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
											かたしもこども園改 修工事設計業務委託 料	3,209
	6	放課後児童 会費	126,278	7,901	134,179	国庫支出金 2,633 府支出金 2,633	2,635				2 放課後児童会施設管理費 営繕工事設計業務委 託料	720 720
								12 委託料	720		放課後児童会営繕工 事	4,983
								14 工事請負費	4,983		庁用器具費	2,198
								17 備品購入費	2,198			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
4	1	衛生費	2,674,767	20,215	2,694,982	15,210	5,005				
		保健衛生費	1,566,697	20,215	1,586,912	15,210	5,005				
		保健衛生総務費	641,139	12,152	653,291	その他 12,000	152				
								18 負担金、補助及び交付金	152	2 健康福祉課事務費 献血推進補助金	152
								27 繰出金	12,000	3 病院事業会計繰出金	12,000
		2 予防費	750,878	8,063	758,941	国庫支出金 3,210	4,853				
								1 報酬	310	3 母子保健事業	
								3 職員手当等	3,172	心理相談員報酬 (3人)	107
								8 旅費	20	費用弁償	18
								10 需用費	61	消耗品費	6
11 役務費	108							印刷製本費	55		
12 委託料	4,324							通信運搬費	106		
18 負担金、補助及び交付	68	妊婦健康診査業務委	77								

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
						金		託料
								新生児聴覚検査業務 890
								委託料
								新生児聴覚検査審査 13
								事務委託料
								新生児聴覚検査助成 68
								金
								6 新型コロナウイルスワクチン接
								種体制確保事業
								時間外勤務手当 3,172
								8 健康かしわら21計画策定事業
								健康増進計画策定委 203
								員会委員報酬(9
								人)
								費用弁償 2

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								通信運搬費 2
								健康かしわら 2 1 計 3,344
								画策定業務委託料

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		農林水産業費	121,726	4,780	126,506		4,780			
	1	農業費	112,661	4,780	117,441		4,780			
		3 農業振興費	27,882	4,780	32,662		4,780			
								18 負担金、補助及び交付金	4,780	1 農業振興事業
										果樹振興会補助金 230
										農業啓発推進協議会補助金 200
										地場産業振興対策補助金 400
										農業振興活性化確立支援事業補助金 320
										2 地域農政推進対策事業
										地域担い手育成総合支援協議会補助金 230
										農業後継者支援事業 2,400



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								補助金
								4 有害鳥獣駆除対策事業
								農作物鳥獣被害防止 1,000
								対策事業補助金

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6		商工費	121,026	15,467	136,493		15,467			
	1	商工費	121,026	15,467	136,493		15,467			
		2	商工業振興費	51,951	15,218	67,169		15,218	18 負担金、補助及び交付金	15,218
										190 10,000 2,900 1,800 328

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		3	19,741	249	19,990		249			
		勤労者センター費						18 負担金、補助及び交付金	249	1 勤労者センター事業 労働組合協議会補助金

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		土木費	2,635,840	245,182	2,881,022	190,665	54,517			
	1	土木管理費	142,067	4,612	146,679		4,612			
		1	141,899	4,612	146,511		4,612			
		土木総務費						12 委託料	4,612	3 都市管理課事務費 台帳整備業務委託料

(項) 2 道路橋りょう費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	道路橋りょう費	1,050,201	151,013	1,201,214	136,723	14,290			
	2	道路維持費	145,860	55,500	201,360	国庫支出金 2,143	7,357			
						府支出金 30,000		10 需用費	4,000	2 道路管理費
						地方債 16,000		12 委託料	4,000	修繕料 (施設) 4,000
								14 工事請負費	46,000	
								18 負担金、補助及び交付金	1,500	3 市道維持補修事業
										駅前広場猛暑対策工事 詳細設計業務委託料
										4,000
										駅前広場猛暑対策工事
										26,000
										道路舗装工事
										20,000
										7 私道舗装助成事業
										私道舗装工事助成金
										1,500

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		3	479,262	94,000	573,262	国庫支出金 40,480 地方債 48,100	5,420				
		道路新設改良費						12 委託料 14 工事請負費	10,000 84,000	2 道路新設改良事業 交通安全総合整備設 計業務委託料 交通安全総合整備道 路改良工事	10,000 84,000
		5	170,017	1,513	171,530		1,513				
		交通対策費						18 負担金、補助及び交付金	1,513	1 交通安全対策事業 柏原交通安全協会補 助金 柏原市交通安全推進 協議会補助金	800 713

## (項) 3 都市計画費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		都市計画費	372,667	69,557	442,224	38,942	30,615			
	1	都市計画総務費	197,888	10,000	207,888		10,000			
								12 委託料	10,000	3 都市計画調査事務事業 西名阪自動車道周辺 道路網調査業務委託 料  5 空家等対策推進事業 空家等情報管理シス テム構築業務委託料
										4,000    6,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明		
						特定財源	一般財源	区	分			金	額
		2	街路事業費	35,147	21,700	56,847	地方債 18,000	3,700					
									12 委託料 14 工事請負費	1,700 20,000	2	田辺旭ヶ丘線整備事業 用地鑑定評価業務委 託料 境界復元測量業務委 託料 道路築造工事 (図面番号 1)	700 1,000 20,000
		3	公園緑化費	132,182	37,857	170,039	府支出金 10,142 地方債 10,800	16,915					
									12 委託料 14 工事請負費	500 37,357	2	公園維持管理費 遊具修繕工事	11,700
											3	玉手山公園維持管理費 トイレ改修工事監理 業務委託料 園路改修工事	500 1,600

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								トイレ改修工事 16,577 (図面番号 2-1)
								案内マップ設置工事 7,480 (図面番号 2-2)

## (項) 4 下水道費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区 分	金 額			
4	下水道費	1,070,905	20,000	1,090,905	15,000	5,000				
	2	浸水対策費	78,029	20,000	98,029	地方債 15,000	5,000	14 工事請負費	20,000	1 ポンプ場施設管理費 玉手ポンプ場雨水管渠補修工 事(図面番号 3)



(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8		消防費	914,609	17,278	931,887	3,766	13,512			
	1	消防費	914,609	17,278	931,887	3,766	13,512			
	2	非常備消防費	33,267	5,792	39,059	国庫支出金 66	2,026			
					地方債 3,700			10 需用費 149	2 消防団運営費	
								17 備品購入費 5,643	消耗品費 149	
									機械器具費 5,049	
									庁用器具費 594	
	3	防災費	15,224	11,486	26,710		11,486			
								12 委託料 9,928	2 防災対策事業	
								17 備品購入費 1,558	地域防災計画改訂業 9,928	
									務委託料	
									庁用器具費 1,558	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
9		教育費	2,371,490	111,971	2,483,461	47,400	64,571			
	1	教育総務費	751,675	8,993	760,668		8,993			
	2	事務局費	418,056	8,993	427,049		8,993			
								1 報酬	3,832	4 教育指導運営費
								3 職員手当等	543	生活指導研究協議会 29
								7 報償費	160	補助金
								8 旅費	134	進路指導研究協議会 95
								13 使用料及び 賃借料	717	補助金
								18 負担金、補 助及び交付 金	3,607	人権教育研究会補助 金 620
										生徒指導支援事業補 助金 1,560
										支援教育研究会補助 金 447
										教育研究会補助金 856
										9 オンライン教育推進事業

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								I C T 支援員報酬 (4人) 3,832
								期末手当 543
								I C T 補助支援員報 償費 160
								費用弁償 134
								授業目的公衆送信補 償金 717

## (項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	2	小学校費	391,648	30,865	422,513	6,500	24,365					
		1 学校管理費	300,437	30,865	331,302	国庫支出金	24,365					
						5,600		1 報酬	3,970	3	小学校施設管理費	
						地方債		8 旅費	83		小学校屋内運動場L	1,221
						900		12 委託料	2,511		ED照明機器賃借料	
								13 使用料及び 賃借料	1,221			
								14 工事請負費	11,880	4	小学校保健対策事業	
								18 負担金、補 助及び交付 金	11,200		事務補助員報酬（9 人）	3,970
											費用弁償	83
											学校感染症対策等補 助金	11,200
										9	小学校施設整備事業	
											柏原東小学校屋内運 動場屋根塗装工事設 計業務委託料	1,303

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								小学校空調設備設置 1,208 工事設計業務委託料 柏原東小学校屋内運 11,880 動場屋根塗装工事

## (項) 3 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3 中学校費	503,077	25,310	528,387	16,900	8,410				
1 学校管理費	435,418	25,310	460,728	国庫支出金 3,400 地方債 13,500	8,410				
						1 報酬 8 旅費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金、補	2,647 70 14,816 787 6,990	3 中学校施設管理費 中学校屋内運動場 L E D照明機器賃借料 4 中学校施設整備事業 中学校屋内運動場空	787 10,008

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
						助及び交付 金		調設備設置工事設計 業務委託料 中学校空調設備設置 工事設計業務委託料 中学校トイレ洋式化 工事設計業務委託料  5 中学校保健対策事業 事務補助員報酬（6 人） 費用弁償 中学校体育連盟補助 金 学校感染症対策等補 助金
								1,896    2,912    2,647  70 190  6,800

## (項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	4	幼稚園費	164,454	2,365	166,819		2,365					
		1	幼稚園費	164,454	2,365	166,819		2,365				
									11 役務費	165	3	幼稚園施設管理費
		12 委託料	2,200					手数料	165			
											旧柏原西幼稚園産業	2,200
											廃棄物収集運搬処理	
											処分業務委託料	

## (項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	5	社会教育費	452,968	40,740	493,708	24,000	16,740					
		1	社会教育総務費	93,271	5,191	98,462		5,191				
									1 報酬	390	3	生涯学習事業
		12 委託料	4,620								生涯学習推進計画策	390
		18 負担金、補助及び交付	181								定委員会委員報酬	
											(13人)	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
								金		生涯学習推進計画策 定業務委託料	4,620
										6 社会教育団体活動事業	
										P T A協議会補助金	95
										連合青年団協議会補 助金	86
	2	青少年対策 費	5,062	4,769	9,831		4,769				
								18 負担金、補 助及び交付 金	4,769	2 青少年健全育成活動事業	
										こども会育成連絡協 議会補助金	950
										青少年リーダー指導 者会補助金	350
										青少年健全育成協議 会補助金	3,113
										青少年指導員協議会	356



(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
											活動補助金
	3	文化財保護	7,026	26,085	33,111	地方債	2,085				
		費				24,000		12 委託料	25,375	1	文化財保護対策事業
								18 負担金、補助及び交付金	710		建造物詳細調査業務 275
											委託料
											史跡鳥坂寺跡保存業務委託料 1,100
											府指定史跡清浄泉斜面保護対策工事設計業務委託料 24,000
											文化財補助金 710

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明		
						特定財源	一般財源	区	分			金	額
		4	高井田文化 施設費	26,441	767	27,208		767					
								8	旅費	39	3	高井田文化施設運営費	
								10	需用費	720		特別旅費	39
								11	役務費	8		印刷製本費	720
												手数料	8
		5	公民館費	71,321	1,960	73,281		1,960					
								18	負担金、補 助及び交付 金	1,960	2	公民館活動事業費	
												文化連盟補助金	760
												文化連盟50周年記 念事業補助金	1,200
		7	文化会館費	94,664	1,968	96,632		1,968					
								12	委託料	1,968	2	文化会館施設整備事業	
												自動火災報知機感知 器取替工事設計業務 委託料	1,468

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								汚水ポンプ設備整備 500 工事設計業務委託料

## (項) 6 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6	107,668	3,698	111,366		3,698			
1	49,267	3,698	52,965		3,698			
						18 負担金、補助及び交付金	3,698	2 生涯スポーツ振興事業 体育協会補助金 760 スポーツ少年団指導者協議会補助金 80 柏原シティキャンパスマラソン実行委員会補助金 2,858

## 補正予算給与費明細書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費		合 計
			報 酬	計	
補 正 前	その他の特別職	919	47,793	47,793	47,793
	計	938	150,513	239,321	281,092
補 正 後	その他の特別職	941	48,386	48,386	48,386
	計	960	151,106	239,914	281,685
比 較	その他の特別職	22	593	593	593
	計	22	593	593	593

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	給 与 費			合 計
	報 酬	職員手当	計	
補 正 前	691,303	1,413,077	3,683,632	4,344,388
補 正 後	701,859	1,416,792	3,697,903	4,358,659
比 較	10,556	3,715	14,271	14,271

職員手当の 内 訳	区 分	時間外勤務手当	期末手当
	補 正 前	71,236	511,908
	補 正 後	74,408	512,451
	比 較	3,172	543

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位：千円)

区 分	給 与 費		合 計
	職員手当	計	
補 正 前	1,295,562	2,874,814	3,427,038
補 正 後	1,298,734	2,877,986	3,430,210
比 較	3,172	3,172	3,172

職員手当の 内 訳	区 分	時間外勤務手当
	補 正 前	71,236
	補 正 後	74,408
	比 較	3,172

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	給 与 費			合 計
	報 酬	職員手当	計	
補 正 前	691,303	117,515	808,818	917,350
補 正 後	701,859	118,058	819,917	928,449
比 較	10,556	543	11,099	11,099

職員手当の 内 訳	区 分	期末手当
	補 正 前	117,515
	補 正 後	118,058
	比 較	543

議案第47号

令和3年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和3年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩



第1表 歳入予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		869,105	△931	868,174
	1 他会計繰入金	869,105	△931	868,174
5 諸収入		9,671	931	10,602
	3 雑入	9,666	931	10,597
歳入合計		8,074,340	0	8,074,340

令和3年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）説明書

## 歳入補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
4		繰入金	869,105	△931	868,174			
	1	他会計繰入金	869,105	△931	868,174			
		一般会計繰入金	869,105	△931	868,174			
						3 職員給与費等繰入金	△931	職員給与費等繰入金

(款) 5 諸収入

(項) 3 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
5		諸収入	9,671	931	10,602			
	3	雑入	9,666	931	10,597			
		雑入	1,031	931	1,962			
						1 雑入	931	高齢者保健事業他会計負担金

議案第48号

令和3年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,386,565千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,431,638	11,121	1,442,759
	2 国庫補助金	340,355	11,121	351,476
4 府支出金		878,101	2,056	880,157
	2 府補助金	36,948	2,056	39,004
6 繰入金		1,038,277	2,056	1,040,333
	1 一般会計繰入金	1,038,276	2,056	1,040,332
歳入合計		6,371,332	15,233	6,386,565

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		244,263	15,233	259,496
	2 一般介護予防事業費	13,222	12,953	26,175
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	95,035	2,280	97,315
歳出合計		6,371,332	15,233	6,386,565

令和3年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		国庫支出金	1,431,638	11,121	1,442,759			
	2	国庫補助金	340,355	11,121	351,476			
	2	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	29,846	3,237	33,083	1 現年度分	3,237	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)
	3	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	36,588	876	37,464	1 現年度分	876	地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)交付金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
		4	10,000	91	10,091				
		4	10,000	91	10,091	1	現年度分	91	保険者機能強化推進交付金
		5	0	6,917	6,917				
		5	0	6,917	6,917	1	現年度分	6,917	介護保険保険者努力支援交付金



## (款) 4 府支出金

## (項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
4		府支出金	878,101	2,056	880,157				
	2	府補助金	36,948	2,056	39,004				
	1	地域支援事業 交付金 (介護予防 ・日常生活 支援総合事 業)	18,654	1,618	20,272				
						1 現年度分	1,618	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	
2	地域支援事業 交付金 (包括的支 援事業・任 意事業)	18,294	438	18,732					
					1 現年度分	438	地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)交付金		

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
6		繰入金	1,038,277	2,056	1,040,333				
	1	一般会計繰入金	1,038,276	2,056	1,040,332				
	2	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	18,655	1,618	20,273				
						1 現年度分	1,618	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	
	3	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	18,295	438	18,733				
						1 現年度分	438	地域支援事業 (包括的支援事業・任意事業) 繰入金	

歳 出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		地域支援事業費	244,263	15,233	259,496	13,177	2,056			
	2	一般介護予防事業費	13,222	12,953	26,175	11,335	1,618			
		1 一般介護予防事業費	13,222	12,953	26,175	国庫支出金 9,717	1,618			
					府支出金 1,618			10 需用費 4,311	1	一般介護予防事業費
								12 委託料 8,326		消耗品費 4,311
								13 使用料及び 賃借料 131		介護予防把握事業委 託料 2,605
								17 備品購入費 185		地域介護予防活動支 援事業委託料 4,710
										ボランティアポイン ト事業委託料 769
										介護予防普及啓発事 業委託料 242
										介護予防普及啓発事 業機器使用料 131
										庁用器具費 185

## (項) 3 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		包括的支援 事業・任意 事業費	95,035	2,280	97,315	1,842	438			
	1	包括的支援 事業費	69,316	1,893	71,209	国庫支出金 1,165 府支出金 364	364	12 委託料	1,893	1 包括的支援事業 生活支援体制整備事 業委託料 1,893
	2	任意事業費	25,719	387	26,106	国庫支出金 239 府支出金 74	74	7 報償費 8 旅費 18 負担金、補 助及び交付 金	72 56 259	1 任意事業 介護サービス相談員 72 派遣報償費 費用弁償（介護サー ビス相談員研修用） 56 介護サービス相談員 派遣研修参加負担金 259

議案第49号

令和3年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,241千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,138,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		246,733	1,019	247,752
	1 一般会計繰入金	246,733	1,019	247,752
3 諸収入		2,010	8,222	10,232
	4 受託事業収入	0	8,222	8,222
歳入合計		1,129,568	9,241	1,138,809

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		31,498	6,114	37,612
	1 総務管理費	28,852	6,114	34,966
5 保健事業費		0	3,127	3,127
	1 保健事業費	0	3,127	3,127
歳出合計		1,129,568	9,241	1,138,809

令和3年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		繰入金	246,733	1,019	247,752			
	1	一般会計繰入金	246,733	1,019	247,752			
		一般会計繰入金	246,733	1,019	247,752	3 職員給与費等繰入金	1,019	職員給与費等繰入金

(款) 3 諸収入

(項) 4 受託事業収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
3		諸収入	2,010	8,222	10,232			
	4	受託事業収入	0	8,222	8,222			
		高齢者保健事業受託金	0	8,222	8,222	1 高齢者保健事業受託金	8,222	高齢者保健事業受託金



歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1		総務費	31,498	6,114	37,612	5,095	1,019			
	1	総務管理費	28,852	6,114	34,966	5,095	1,019			
		1 一般管理費	28,852	6,114	34,966	その他 5,095	1,019			
								2 給料	3,041	1 一般管理費
								3 職員手当等	2,019	職員（5人）
								4 共済費	1,054	地域手当
										管理職手当
										期末手当
										勤勉手当
										共済組合負担金
										3,041
										342
										378
										744
										555
										1,054

(款) 5 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		保健事業費	0	3,127	3,127	3,127				
	1	保健事業費	0	3,127	3,127	3,127				
	1	保健事業費	0	3,127	3,127	その他 3,127				
								1 報酬	1,113	1 高齢者保健事業
								8 旅費	47	保健事業に従事する
								10 需用費	359	看護師報酬(4人)
								11 役務費	94	保健事業に従事する
								18 負担金、補助及び交付金	1,514	栄養士報酬(2人) 保健事業に従事する 運動指導士報酬(2人)
										普通旅費
										費用弁償
										消耗品費
										印刷製本費
										通信運搬費
										高齢者保健事業負担金

議案第50号

令和3年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和3年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	298,377千円	0千円	298,377千円
第1項 企業債	127,700千円	△ 12,000千円	115,700千円
第3項 補助金	0千円	12,000千円	12,000千円

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第1表債務負担行為補正」による。

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
医療機器等整備事業	78,300千円	66,300千円

令和3年6月1日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合管理業務委託	令和4年度から令和6年度まで	304,643千円
医事・受付・当直・人間ドック業務委託	令和4年度から令和6年度まで	617,760千円
医療情報運用支援業務委託	令和4年度から令和6年度まで	47,520千円

補 正 予 算 実 施 計 画

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			298,377	0	298,377	
	1 企 業 債		127,700	△ 12,000	115,700	
		1 企 業 債	127,700	△ 12,000	115,700	
	3 補 助 金		0	12,000	12,000	
		1 他 会 計 補 助 金	0	12,000	12,000	

令和3年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）  
（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	13,744
	減価償却費	322,154
	長期前払消費税償却額	21,038
	資本費繰入収益	△ 49,175
	退職給付引当金の増加額	33,211
	長期前受金戻入額	△ 167,729
	受取利息及び受取配当金	△ 1
	支払利息	72,741
	固定資産除却損	3,563
	未収金の減少額	176,256
	未払金の増加額	81,562
	貯蔵品の減少額	1,298
	小計	508,662
	受取利息及び受取配当金	1
	利息の支払額	△ 72,741
	業務活動によるキャッシュ・フロー	435,922
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 189,347
	無形固定資産の取得による支出	△ 2,937
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	231,852
	投資活動によるキャッシュ・フロー	39,568
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	115,700
	建設改良企業債の償還による支出	△ 374,488
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 258,788
4	資金増加（減少）額	216,702
5	資金期首残高	455,462
6	資金期末残高	672,164

令和3年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表  
(令和4年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	7,690,865			
減価償却累計額	<u>△ 3,404,661</u>	4,286,204		
ウ 車 両	3,197			
減価償却累計額	<u>△ 3,037</u>	160		
エ 器 械 備 品	2,248,608			
減価償却累計額	<u>△ 1,694,794</u>	553,814		
オ リ ー ス 資 産	927			
減価償却累計額	<u>△ 880</u>	47		
有形固定資産合計			5,113,982	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソフトウェア		<u>7,194</u>		
無形固定資産合計			7,194	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>93,364</u>		
投資その他の資産合計			<u>93,364</u>	
固 定 資 産 合 計				5,214,540
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			672,164	
(2) 未 収 金		558,480		
貸倒引当金		<u>△ 18,181</u>	540,299	
(3) 貯 蔵 品			<u>9,802</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>1,222,265</u>
資 産 合 計				<u><u>6,436,805</u></u>



## 負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>3,162,258</u>			
企業債合計			3,162,258	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金	<u>869,361</u>			
引当金合計			<u>869,361</u>	
固定負債合計				4,031,619
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>398,023</u>			
企業債合計			398,023	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金	<u>164,256</u>			
引当金合計			164,256	
(3) 一 時 借 入 金			1,100,000	
(4) 未 払 金			371,598	
(5) その他流動負債			<u>4,182</u>	
流動負債合計				2,038,059
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			6,611,801	
長期前受金収益化 累計額			<u>△ 5,593,681</u>	
繰延収益合計				<u>1,018,120</u>
負債合計				<u><u>7,087,798</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,207,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>1,990,202</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>△ 1,990,202</u>	
剰 余 金 合 計				<u>△ 1,858,254</u>
資 本 合 計				<u>△ 650,993</u>
負 債 資 本 合 計				<u><u>6,436,805</u></u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		127,700	△ 12,000	115,700			
	1 企 業 債	127,700	△ 12,000	115,700			
					企 業 債	△ 12,000	医療機器等整備事業に伴う企業債
3 補 助 金		0	12,000	12,000			
	1 他 会 計 補 助 金	0	12,000	12,000			
					他 会 計 補 助 金	12,000	まちづくり応援寄附金からの繰入